

# 岐阜県公報

号外(四) 平成二十九年三月二十八日

## 目次

### 告示

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一十八の四の表一の項第一号八及び第二号八並びに五の項第三号の知事が定める建築物

(建築指導課)

ページ

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一十八の四の表備考第三号の判定を行う建築物の主たる用途が工場等であり、工場として判定を行うことが適当な建築物として知事が定めるもの

(同)

( )

一

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一十八の四の表二の項第一号及び三の項第一号の知事が定める方法

(同)

( )

二

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一十八の四の表四の項第一号の知事が定める方法

(同)

( )

二

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一十八の三の表一の項第一号及び二の項第一号に規定する方法の一部改正

(同)

( )

二

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一十八の三の表一の項第二号二及び二の項第二号二に規定する計算方法の一部改正

(同)

( )

三

## 告示

岐阜県告示第百六十四号

岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)別表第一十八の四の表一の項第一号八及び第二号八並びに五の項第三号の知事が定める建築物を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一十八の四の表一の項第一号八及び第二号八並びに五の項第三号の知事が定める建築物は、次に掲げる用途の建築物とする。

- 一 倉庫
- 二 自動車車庫
- 三 卸売市場
- 四 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
- 五 前各号に掲げるもののほか、これらに類する用途として知事が認めるもの

岐阜県告示第百六十五号

岐阜県土木関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第三十三号)別表第一十八の四の表備考第三号の判定を行う建築物の主たる用途が工場等であり、工場等として判定を行うことが適当な建築物として知事が定めるものを次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一十八の四の表備考第三号の判定を行う建築物の主たる用途が工場等であり、工場等として判定を行うことが適当な建築物として知事が定めるものは、同表備考第一号に規定する工場等以外の建築物の部分の床面積が、同号に規定する判定を行う建築物の床面積の五分の一未満かつ三百平方メートル未満の建築物とする。

岐阜県告示第百六十六号

岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号）別表第一十八の四の表二の項第一号及び三の項第一号の知事が定める方法を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一十八の四の表一の項第一号及び二の項第一号に規定する方法に関する告示（平成二十八年岐阜県告示第二百二十一号）は、平成二十九年三月三十一日限り廃止する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一十八の四の表二の項第一号及び三の項第一号の知事が定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は法附則第六条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関が、法第三十条第一項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する方法
- 二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書の写しを添付する方法

岐阜県告示第百六十七号

岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号）別表第一十八の四の表四の項第一号の知事が定める方法を次のように定め、平成二十九年四月一日から適用する。

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一十八の四の表三の項第一号に規定する方法に関する告示（平成二十八年岐阜県告示第二百二十二号）は、平成二十九年三月三十一日限り廃止する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一十八の四の表四の項第一号の知事が定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第三十条第一項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知書の写し及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七条第五項又は第七条の二第五項の検査済証の写しを添付する方法
- 二 法第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は法附則第六条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関が、法第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書面を添付する方法
- 三 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書の写しを添付する方法
- 四 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十四条第一項の低炭素建築物新築等計画の認定の通知書の写し及び建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の検査済証の写しを添付する方法

岐阜県告示第百六十八号

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第一十八の三の表一の項第一号及び二の項第一号に規定する方法に関する告示（平成二十八年岐阜県告示第二百十八号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は同法附則第六条の規定による改正前のエネルギー使用の合理化等に関する法律」に、「都市の低炭素化の促進に関する法律」を、「都市の低炭素化の促進に関する法律」に改める。

岐阜県告示第百六十九号

岐阜県土木関係手数料徴収条例別表第二十八の三の表一の項第二号二及び二の項第二号二に規定する計算方法に関する告示（平成二十八年岐阜県告示第百十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

二中「第八条第一号イ<sup>(2)</sup>」を「第十条第一号イ<sup>(2)</sup>」に改める。

平成二十九年三月二十八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社